

2026年5月25日

各 位

会社名 ジェイファーマ株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉武 益広
(コード番号：520A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役最高財務責任者 藤本 裕
(TEL. 03-6432-4270)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、昨日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を2026年6月26日に開催予定の第21回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

当社は、本日付け「取締役候補者の選任及び新経営体制に関するお知らせ」に記載の新たな経営体制の下で、2026年度以降の成長戦略を着実に実行し、中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、対象取締役が研究開発、事業開発・ライセンス戦略、財務戦略その他の重要領域においてその職責を継続的に果たし、株主の皆様と価値を共有しながら、企業価値向上に向けたコミットメントを一層高めることが重要であると考えております。

当社は、これまでも必要に応じてストック・オプションの発行について都度ご承認をいただき、株式報酬制度を活用したインセンティブ付与を行ってまいりました。今般、既にご承認いただいている取締役の報酬枠の範囲内で、株式報酬の一類型である譲渡制限付株式報酬を対象取締役に付与する制度を整備することにより、より機動的かつ継続的に、中長期的な企業価値向上への動機付けを行うことが可能になるものと考えております。

本制度は、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社普通株式の総数及び総額に上限を設けるなど、株主価値への影響に十分配慮した制度設計としております。また、現金報酬に過度に依存しない報酬制度を活用することは、研究開発、事業開発その他の成長投資への資金配分とのバランスを図り、企業価値の最大化を目指す観点からも有効であると判断しております。

(2) 導入の条件

本制度が導入された場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（譲渡制限付株

式)の発行若しくは処分を受けるもの(以下「現物出資方式」といいます。)であるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を付与することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬限度額は、2023年9月11日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の金銭報酬枠の範囲内で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき上記の無償交付方式又は現物出資方式のいずれかの方法により、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき、無償交付方式又は現物出資方式により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年56,819株以内といたします(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総額は、上記のとおり、現行の対象取締役の金銭報酬枠の範囲内で、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額50百万円以内といたします(なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とされない範囲において取締役会において決定する金額とします。)

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。

前述のとおり、無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社普通株式の総数は年56,819株以内、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社普通株式に係る報酬等の総額は年額50百万円以内としております。上記の株式数の上限及び報酬等の総額の上限は、IPO時の公募価格である当社普通株式1株当たり880円を前提として概ね対応する水準として設定しております。すなわち、付与時点の株価が880円を下回る場合には、発行又は処分される株式数の上限である年56,819株が実質的な上限となり、当該株価が880円を上回る場合には、報酬等の総額の上限である年額50百万円が実質的な上限となります。これにより、株価の変動にかかわらず、発行又は処分される株式数及び報酬等の総額の双方について適切な上限を設けることとしております。実際の各対象取締役に対する付与株式数その他の具体的な内容につきましては、各対象取締役の職責、貢献度その他諸般の事情を総合的に勘案の上、本株主総会においてご承認をお願いする株式数及び報酬等の総額の上限の範囲内で、取締役会において決定するものといたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡

制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 当社の参与への適用

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の参与に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上